

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「フェアネス」「透明性」の理念に基づき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが、当社のコーポレートガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。各ステークホルダーから信頼と理解を得るため、適正な会計処理と情報の開示、厳格な内部監査の実施等によって、経営の透明度を確保して参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サカタホールディングス	3,250	25.54
坂田 明	531	4.17
明豊従業員持株会	312	2.45
野村 勝朗	230	1.80
坂田 紀美子	190	1.49
松村 孝一	170	1.33
中山 高德	152	1.19
伊秩 滋	149	1.17
楽天証券株式会社	138	1.08
小松 信弘	135	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項ありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査の監査結果報告時、内部監査部門その他の必要に応じて連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青木 達雄	他の会社の出身者													
水野 辰哉	他の会社の出身者													
原田 克治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青木 達雄	○	当社独立役員	就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。
水野 辰哉	○	当社独立役員	就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。
原田 克治	○	当社独立役員	就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、会社の運営方針を協議する場である事業推進会議に適宜参加しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保し、企業価値の向上を図ることを目的として付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保し、企業価値の向上を図ることを目的として付与しております

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役5名 79,547千円(うち社外 - 名 - 千円)
監査役4名 16,398千円(うち社外 3名 8,266千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催日を事前に定めることのほか、臨時に開催する場合においては、出席可能となるよう余裕をもって召集をかけております。また、取締役会開催前に議案に関する資料を提供することにより、検討するための時間を十分持つことができる体制を構築しております。監査役会では、常勤監査役から非常勤監査役に対して、日常の活動報告がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
また、当社は、会社法における会計監査人設置会社および監査役会設置会社であります。
現在の体制を選択している理由は、取締役会により適確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能していると判断したためであります。
監査役は業務執行の状況を把握するため取締役会および事業推進会議等の主要な会議に参加し、必要に応じて質問を行うとともに意見を述べております。このほか必要があるときは速やかに取締役と意見交換を行っております。
会計監査人は、監査法人日本橋事務所であり、第27期定時株主総会において会計監査人として選任されました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法における会計監査人設置会社および監査役会設置会社であります。
現在の体制を選択している理由は、取締役会により適確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役3名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能していると判断したためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送期限は平成27年6月10日ではありますが、平成27年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化やIRの観点から第一集中日を避けて株主総会日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および第2四半期決算の都度開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署は、管理本部、管理部、業務推進課(03-5211-0066)であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーとの関係について、倫理規程に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境及び近隣地域のCSR団体に加盟し、他の加盟社の活動やボランティア情報を収集し、会社として活動する他、社員へ啓蒙を図り、一体となって活動しております。 ペーパーレス化等による紙使用量の削減、廃棄物の削減等を実施しております。 また、顧客向けのサービスとして、環境負荷の低減、環境に配慮した建築の導入・運用等に関するプロジェクトを通じて、顧客の環境目標の達成を支援するマネジメントを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、プレスリリース、ホームページ等を通じて、適宜情報発信しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 趣旨・目的

(1) 本方針は、会社法第362条5項に基づき当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」及び、金融商品取引法第24条の4の4、第193条の2第2項に基づき当社の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度の整備（以下、「内部統制システム」と総称する。）について、経営者（代表取締役社長とする。以下同じ）により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、経営者役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

(2) 内部統制システムの構築は、各条項に定める担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることとする。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全取締役が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱い、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する

(3) 前2項に係る事務は、管理部担当取締役が所管する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

(2) 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

(3) 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する

(4) 内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する個別規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

5. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

(2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

6. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

7. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、当社と理念の統一を保つこと等を行う。

8. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(1) 監査役を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各面からの意見も十分に考慮して決定する。

9. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

(2) 監査役付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

(2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

内部通報制度の運用及び通報の内容

社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

11. その他の監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査役は会計監査人とも密接な連携を行う。

(2) 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

12. 財務報告の基本方針

信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

13. 信頼性のある財務報告を行うための体制

- (1)信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。
- (2)経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。
- (3)信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力(いわゆる暴力、威力、詐欺的手法を用いて、不当な請求をする集団又は個人)との関係遮断の基本方針を規程に定め、周知することにより、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

倫理規定に基づき、担当部署が顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して迅速な行動をとることができる体制を整備しております。企業理念、企業行動指針、倫理規程、服務規程、内部通報規程等について、入社時教育のほか、適宜全社員を対象とした勉強会を開催することで、その理解と遵守を社員に働きかけております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報（投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報）を適正かつ迅速に開示するため、以下の体制を整えております。

- ・適時開示体制の概要

適時開示規則上開示しなければならない会社情報に該当あるいは該当する可能性のある情報の集約は、各部門より迅速に代表取締役社長・および情報開示担当役員まで伝達される体制を構築しております。